

令和2年6月定例会 次世代育成・少子高齢化対策特別委員会(付託)

令和2年6月30日(火)

〔委員会の概要〕

立川委員長

ただいまから、次世代育成・少子高齢化対策特別委員会を開会いたします。(10時33分)
直ちに、議事に入ります。

本日の議題は、当委員会に係る付議事件の調査についてであります。

付議事件につきましては、お手元に御配付の議事次第のとおりであります。

まず、理事者において、説明又は報告すべき事項があれば、これを受けたいと思います。

【説明・報告事項】 なし

仁井谷保健福祉部長

理事者において、説明及び報告すべき案件はございません。よろしくお願いいたします。

立川委員長

それでは、これより質疑に入ります。質疑をどうぞ。

庄野委員

まず始めに、新型コロナウイルスの感染拡大の影響を受けまして、高齢者施設のことについてお聞きしたいと思います。高齢者施設については、特別養護老人ホーム、サービス付き高齢者住宅など様々な施設があるのですが、新型コロナウイルスの感染拡大の影響を受けて、例えば面接の制限とか、リハビリの回数が減ったとか、いろんな声を聞きましたけれども、その新型コロナウイルス感染症が流行していた3月、4月、5月あたりの高齢者施設の状況を教えていただきたいと思います。

幸い、うちの県は皆さんが消毒などをしていただいているのもあって、感染者やクラスターも出ておりませんが、非常に御苦労があったと思います。高齢者施設の中で苦労したこと、例えばマスクやアルコール、またガウンであるとかの供給状況は大丈夫だったのかどうか、そのような状況をお聞かせいただきたいと思います。それとあと、随分言われていますけれども、今後の第2波に備えた体制というのは十分なのかどうかということをお聞きしたいと思います。というのが、最近の東京都などの発生状況を見ておきますと、若い方が非常に増えておるといふようなことが、今朝も報道されておりました。若い方は無症状で推移することが多いように見受けられるのですが、例えばそれで高齢者の方々や持病を持っている方々に感染をすると、重篤化をして死亡につながっていくということが懸念されます。高齢者施設におきましては、特に今までの経験を生かして、第2波に備えた準備をきちんとやる必要があると思いますけれども、そこらの経過と第2波に備えての状況等を教えていただきたいと思います。

重田長寿いきがい課長

ただいま、庄野委員から高齢者施設についてのこれまでの対応状況、あるいは物資の状況、第2波に備えてということで御質問を頂きました。委員のお話にもあったように、高齢者施設につきましては、基礎疾患を持つ方も多く、重症化するリスクも高いということから、まずは施設等に新型コロナウイルスを持ち込ませないために、様々な取組をさせていただいております。例えばですけれども、早期把握のために日頃からの利用者の健康状態の把握でございますとか、お話もございましたけれども、面会の制限でございますとか、あるいは行事の中止等もございました。また、職員につきましては出勤前の検温でございますとか、当然マスクの着用を含む咳エチケット、手洗い、消毒等も徹底をさせていただいております。また、先ほどリハビリのお話もありましたけれども、サービス提供時のいわゆる3密を避けるために定期的な換気でございますとか、同じ時間帯や場所での実施人数の減とか、あるいは利用者同士の距離の確保、また行事の時の声を出す機会の減少など、様々な取組を進めていただいております。

こうした施設関係者の感染予防対策の取組によりまして、本県においてはこれまで発生事例は無いものの、他県の状況のお話もございましたように、常に外部からの感染のリスクという部分は続いておりますので、施設、事業所に対しましては、これまでお願いしてきておりますとおり、引き続き感染予防対策を徹底していただいて、様々な取組の継続をしていただくという形になろうかと思っております。

衛生用品のお話もございましたけれども、県におきましてもこの感染予防対策の支援といたしまして、マスクとか手指消毒用のアルコールの供給も行ってきたところでございます。最近になってようやく流通量が少しずつ増えてはきたものの、施設によっては防護具等の入手困難な状況ということもございますから、そうしたマスク、エタノール、先ほどお話がありましたガウンとかを含めて、防護具等につきましてはお認めいただいた補正予算等も活用し、県でも備蓄も図りながら、必要な所への供給について努めているところでございます。

今後の第2波に備えてというところでございますけれども、先般の国の専門家会議等の提言もございまして、それも踏まえまして施設での感染予防対策の取組につきまして、専門的見地からの検討、シミュレーションの実施など、施設内感染の発生を想定した事前準備の点検も進めていくこととしております。引き続きでございますけれども、施設関係者をはじめ各関係機関と感染予防、事業継続について更に連携を深めまして、この第2波、あるいは第3波に備えた対策につきましては万全を期してまいりたいと考えております。

庄野委員

現場の方々には、例えば熱が出たり、体調を崩す入所者がおいでたりすると、日々非常に不安な状況になりますので、相談できるような所がきちんと受け止めて、適切な対処をすべきだと思います。そういう意味では、これからもいろんな相談とか、お声掛けについて適切に対処していただきたいと思います。

それから次に、児童虐待のことについてお聞きしたいと思います。この問題につきましては、既に本会議ほかでも議論されておりますけれども、新型コロナウイルス感染症がこのように流行する以前から、児童相談所の体制をきちんと整備しておくということが非常に重要であると言われておりまして、児童相談所の児童福祉司さんは超過勤務等も多く、

一人で50件ぐらいのケースを持っている方もおいでたりして、非常に過酷な勤務状況であるようなことが新聞でも報道されましたけれども、本県におきましても、特に新型コロナウイルスの感染拡大以降、児童相談所への相談件数等々も増えてきているようにお聞きしております。この児童虐待の状況、そして通報の状況、あと中央と南部、西部、阿南保健所、穴吹保健所に設置されております県内の児童相談所の現状と職員の体制、昨年知事からも児童福祉司さん、専門職の方々の増員をするというようなことも言われておりましたので、現状はどのような形になって、児童虐待についてきちんと対応ができているのかどうかということをお聞きしたいと思います。

大井こども未来応援室長

庄野委員より、児童虐待の件数、通告状況及び児童相談所の体制についての御質問を頂戴いたしました。児童相談所におけます児童虐待の相談件数の状況につきましては、先ほどお話もございましたとおり、今回新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い外出の自粛、それから休業等によりまして自宅で過ごす時間が増加している関係で、生活不安やストレスによります児童虐待の増加、深刻化というのが懸念されております。速報値ではありませんが、今年度4月から5月の本県におけます児童虐待相談件数、これは三つのこども女性相談センターに寄せられた件数でございますが144件、前年同期と比較いたしますと12件の増加、9パーセントの増ということになっております。新型コロナウイルス感染症の拡大との関連というのは不明なのですけれども、その内容といたしましては、心理的な虐待が一番多く、児童が同居する家庭におけます配偶者に対する暴力、面前DV等の警察からの通告が増えているような状況でございます。

こうしたことからDVの相談と児童虐待については、関連性が非常に深いということで、これらを一体化いたしました告知ということで、本県独自の広報資料を作成いたしまして、県下の小売店やラジオ、ケーブルテレビ、それからタウン誌等を活用いたしまして、窓口強化をしてきたところでございます。さらに、市町村におきましても、市町村の要保護児童対策地域協議会、いわゆる要対協を核といたしまして、地域において子供たちを見守っていくというような体制も強化したところで、支援ニーズの高い子供さんを少なくとも週1回は確認していきましょうということで、地域ぐるみで体制を整えてきたところでございます。引き続き市町村、関係団体、それから学校、警察、あらゆる関係機関と連携を密にして、児童の安全を確保してまいりたいと考えております。

また、たくさんの通報に対応する児童相談所の体制強化ということで、児童相談所の業務につきましては、児童虐待の相談件数が増加する中、複雑、多様化する相談内容に対応していくこととなります。適切なリスクアセスメントの下、継続的な支援というのが必要になってまいりまして、高い技術と経験を有する専門的な知識を持った職員で相談の体制を構えていくことが重要でございます。こうしたことから、本県におきましては昨年度、児童福祉の専門職員ということで、児童福祉職の任用資格枠を新たに設けております。これによりまして体制の強化に努めているところでございます。今年度4月1日現在ですけれども、児童福祉司の人数が28名で、昨年度5月1日の異動でございましたので、そこと比較いたしますと3名増加しております。あと、これら児童福祉司の中心となります主任児童福祉司、スーパーバイザーと呼ばれる者なのですけれども、スーパーバイザーにつき

ましては5名配置しておるところでございます。来年度につきましても現在、前年度を超えます6名程度の児童福祉職枠の募集を今現在行っておるところでございます。引き続き、県内外から経験や専門知識を持った人材が徳島に集まっていただきますように人材を確保して、職員体制の充実と強化を図ってまいりたいと考えております。

庄野委員

お聞きをすると、多分これから相談件数は増えてくる可能性が高いと思います。そういう意味では、中央の児童相談所では県下からの相談事を夜中であっても24時間体制で電話を受けると、電話を受けたらすぐに緊急を要するもの、対処しなければいけない事案などを判断して的確にやられているということで、24時間緊張のある職場でございまして、職員に対しても非常に厳しい状況が生まれているということが、全国的にも報道されております。適正な専門職、児童福祉司さん、そしてまたスーパーバイザーさんを配置をして、的確に指導していくということが本当に求められていると思います。県民の方々が一人でも悲しい目に遭わないように、是非、県と児童相談所、それからもちろん警察もそうですけれども、あと医師の方々とも連携をしながら未然に防いでいっていただきたいと思います。

この児童虐待の事案で非常に大きなショックだったのは、やっぱり去年の結愛ちゃんの事件とか、それから心愛ちゃんが亡くなったような事件がクローズアップされまして、例えば、転居したようなときにでも、情報が途切れるようなことがないように、本当にこれぐらいするのかというぐらい、みんながきちんと県内や県外の連絡体制をいろんな方々と取りながらやっていくと。これは、児童相談所が中心になるのだろーと思いますけれども、是非、体制の強化もやられているということなのでお願いをしたいと思います。

また、先ほど児童福祉司さんの数についても中央が18名、それから南部が5名、西部が5名ということで現在28名という体制、それからスーパーバイザーさんも5名おいでて、中央が3名、南部が1名、西部が1名ということで、警察のOBの方々にも御協力を頂きながら体制強化に努めているところですが、その中にはお医者さんも非常に重要なポイントになるのだろーと思います。

この前、香川県の方で、本県出身のお医者さんの木下先生という方の講演を受けました。お医者さんは子供の健診をしますが、健診をした場合に、例えばあざについて、専門家が診たら、児童虐待されていたら付くような場所が分かるらしいです。新しいあざ、古いあざがあるとか、専門家の先生はそういう部分をきちんと発見できる。お医者さんはその子供を診たときに、少しでもこの子供さんは何か虐待の兆候があるなと思ったら、必ずその子供のことを気に掛けて、次の段階に進まなくてはいけないということを、先生は言っておりました。

もし、お医者さんでも虐待の兆候を見過ごしてしまったら、その子供が助けられなくなるということで、お医者さんも子供を診るときは、子供の命を救うか救わないかは、お医者さんの一つの行動にかかっているということで、非常に私も感銘を受けました。そういういろんなお医者さんとか専門家の児童相談所の方が連携をして、児童虐待の防止を、これは人員もそうですけれども、図っていっていただきたいと思っております。

大井こども未来応援室長

庄野委員より児童虐待を防止するためには、他機関との連携が非常に重要であるというお話がございました。医療機関との連携につきましても非常に重要でございます。妊婦や児童、それから養育者の心身の問題等について対応することによりまして、虐待を受けていると思われる児童をいち早く発見するのが医療機関でもあろうかと思えます。そういうことから児童虐待の発生予防、それから早期発見、早期対応のためにも小児科をはじめといたしました産科、精神科、それから歯科の医療機関と、こども女性相談センター、それから市町村、関係部署が積極的に連携、情報共有するような体制を組んでいるところでございます。

県におきましても、定期的にそういう保健、医療、福祉の部門が集まって話や協議をするような機会を設けており、その中でも研さん等を積んでおるところでございます。児童虐待につきましても、重大な子供の人権侵害ということで、未然の防止、早期発見、早期対応を図るため、より一層、医療機関を含めまして関係いたします各機関とも連携を深めてまいり、情報共有を図りながら迅速かつ適切に対応してまいりたいと考えております。

また、先ほど庄野委員よりお話があった各こども女性相談センターごとの児童福祉司の人数なのですけれども、全体で28名、その内訳といたしまして中央で18名、南部で4名、西部で6名ということで合計28名ということになっております。

庄野委員

これからもいろんな所と連携を取って、是非、児童虐待というのがなくなるようによろしくお願いしたいと思えます。

それから、最後になりますけれども、青少年のスポーツです。この間、中学生の全国中学体育大会とか高校生の県高校総体とか、それから野球大会、甲子園の大会もそうですけれども、いろんなスポーツ競技が中止になりまして、学生の今まで頑張ってきたことへの喪失感とか、あとそれに伴う体力の低下でありますとか、そんなことが心配されております。そういう意味で、何とか代替のスポーツ大会などもできないだろうかということが、5月からもずっと言われておりましたけれども、いろんな組織が何とかそういうスポーツ大会を県独自ででも開催することができないだろうかということが議論をされていると報道でもお聞きをしたところでありますけれども、県内で中学生、高校生がスポーツに参加する機会を現状でどのような形でしようとしているのか、今の状況を聞かせていただきたいと思います。

木屋村学校教育課長

庄野委員から県内のスポーツ、中高生のスポーツ大会等の中止に伴う対応について御質問を頂いたところでございます。まず、現状でございますが、高等学校につきまして全国の高校総体でありますとか、全国の高校野球、甲子園大会などが中止になり、県内の動きとして生徒のこれまでの努力の成果を発表する場としまして、まず野球についてでございますが、軟式野球については一昨日、県大会が開催されたところでございます。硬式野球につきましては、7月11日から8月2日までの期間で、県内で代替大会という形で開催されることになっております。

また、もう一つの大きな連盟でございます高校体育連盟、高体連関係でございますが、全31競技中、陸上、サッカーなど26競技の開催が決定しておりまして、早い競技で7月4日土曜日から8月の中旬ぐらいにかけまして行われることになっております。その他2競技につきましても、現時点では開催に向けて協議をしていると確認しております。また、中学生について、中体連主催の全国それから四国、県の大会は中止となっているのですが、各競技団体が主催で5競技6種目の開催が決定しているところでございます。また郡市レベルではございますが交流試合とか大会等の形で計画、準備が進められております。

県の教育委員会といたしましては、県有スポーツ施設の使用料でありますとか感染症拡大防止対策、それから安全面等においてできる限り支援をしてまいりたいと考えております。

庄野委員

子供たちもスポーツがしたいだろうと思います。一生懸命に練習をしてきて、いざ大会が近くなってきたら学校が休みになって、なかなか思うように体が動かさないと。私も地域で、例えばラケットを振る子供とかを度々見ましたけれども、そういう方々にそうした機会を作っていただいたということで、非常に感謝をしたいと思います。ただ、新型コロナウイルス感染症の状況もありますので、先ほどおっしゃられたように十分に消毒をするとか、接触などが少なくなるような形の大会が運営されていけますようお願いをしておきたいと思います。

高校のほうでは、先ほど31競技ということをお聞きしましたがけれども、2競技が現在どうするかというふうなことが言われているとおっしゃっていました。お聞きすると、なぎなたとラグビー、それに卓球はもう既に全国的にというか、一応やらないということをお聞きしましたがけれども、多くの種目では関係者の御尽力によって実施ができるということは非常にありがたいことだなと思います。是非、学生がその思い出と友情、そうしたことが残るような大会にしていっていただきたいなということを申し上げまして、終わりたいと思います。

東条委員

先ほども子供さんのこととか、児童虐待のお話とかありましたけれども、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、今貧困という状況がより厳しい状況になっているのではないかと思います。今回、徳島県の次世代育成の中で、ひとり親子育て応援事業というのを計画されているのですけれども、そこでお伺いしたいのですが、これを応援するために児童扶養手当の受給者、全部支給されている人とか、あと休業、失業によって収入が減少した人というのを対象に計画をされているようなのですけれども、どのぐらいの世帯が対象になるかというのを把握されているのかということと、この事業を周知する方法を分かれば教えていただきたいです。

大井こども未来応援室長

東条委員より先議でお認めいただきました、ひとり親家庭子育て応援事業の内容についての御質問を頂きました。先議でお認めいただきましたひとり親家庭の子育て応援事業に

つきましては、新型コロナウイルス感染拡大の影響によりまず就業環境等の急変を受けまして、生活が一層困難な状況となったひとり親家庭に対しまして、学校休業などにより影響を受けた県内の給食の食材納入業者さんや農協関係者などから購入をいたしました、米やそうめん、ノリなどの県産食品を中心に希望するひとり親家庭に月1回、5,000円程度の物を考えておりますが、4回程度継続して無償配布する生活支援、それからSNSを活用いたしました相談について対応していくという、寄り添いの支援を併せて行うことといたしております。

先ほど御質問もございました、全体的にどれぐらいの人数かということなのですが、県内の児童扶養手当の受給者のうち全部支給の方が県内で3,323世帯ございまして、本来はこの全部支給の方だけと考えていたのですが、一定の収入がある一部支給の方につきましても、今回の新型コロナウイルス感染症の影響で所得等が急変して減少された方も対象といたしまして、食品の配布を行うことといたしております。食品の配布を希望される方として、今のところは3,000世帯を予定しているところでございます。

事業についての周知ですが、ひとり親世帯の県内唯一の関係団体であります母子寡婦福祉連合会をはじめといたしまして、各福祉事務所に配置され、日頃から母子世帯と関係性を持っております母子・父子自立支援員、それから市町村の窓口、こういう所と連携をいたしまして、周知を図ってまいりたいと考えております。

さらに、この事業で位置付けておりますつながりの部分なのですが、今回ひとり親の方から生活や子育てのことも気軽に相談をしてもらえようということで、電話やメールに加えましてLINEによりまず相談窓口も設置をいたしまして、周知を一緒にさせていただきまして、この事業を通したつながりを、次にまたつなげていきたいと考えております。

東条委員

母子寡婦福祉連合会が主体となって、市町村とか行政、それからいろいろな福祉関連の所とつながっていき、周知を徹底するような形でということなのですね。この事業については、一応申請をしないともらえないという状況なのですか。

大井こども未来応援室長

先ほど東条委員より申請の対象者のことについて御質問がございました。基本的には、この対象者のうち希望される方ということで、相談員や市町村の窓口を通じまして、その意思のある方に対して配布をすることといたしております。

東条委員

申出があった方に配布をすると。配布方法というのはどういうふうな配布になるのでしょうか。取りに行ったりとかするわけですか。

大井こども未来応援室長

配布方法についての御質問を頂きました。配布方法につきましては、送付を考えておりまして、県内で配送をいたしております中小企業団体に加盟しております個人運送業者、

これらも新型コロナウイルス感染症の影響で打撃を受けておられる事業者の一つでもございますので、こういうところを活用いたしまして、ひとり親世帯の方に送付をさせていただきたいと考えております。

東条委員

すごく画期的な取組だなど、私はうれしく思っているのです。というのは給食関係者の方々も給食がなくて本当に大変な中で、そういう物を皆さんに配布をしていく、その配布方法も新型コロナウイルス感染拡大の影響で配送のお仕事がないような方々に対しても、お仕事を作っていくという、これはすごく画期的なことだと思います。

ただ、心配なのは母子寡婦福祉連合会なのですが、結構人数が少ないのではないかなというのと、それと結構年配の方が多いいのではないかなと思うのですが、相談などにも十分に対応できるような状況なのですか。

大井こども未来応援室長

東条委員からこの事業を行うに当たっての体制のことについて御質問を頂きました。委員がおっしゃるように、今回3,000件を対象として個人個人に配送していくという大変な作業になっております。今回この事業につきましては、母子寡婦福祉連合会に事業委託をいたしまして、こちらと連携をしながら今現在スキームを完成させて、実は本日第1回目の発送をさせていただくところです。ただ、この作業につきましては手間が掛かるということで、今回一緒になって業務をしていただく方ということで、若い世代でこの新型コロナウイルス感染症の拡大の影響を受けまして、職を失った方をハローワークに募集をかけまして、雇用の場を提供させていただくことといたしております。

東条委員

人的な支援というのもしていただくということで、すごく画期的な取組だだと思います。私事で提案なのですが、この事業は次もできるだけ続けていただきたいと思うのですが、3か月ほど学校が休みになりましたから、本当にお昼をきちんと食べられていない子供たちがすごく増えているように思うのです。親も働いているので、即席のラーメンとかそういうような物で間に合わせているような、少し心配するようなことをいろんな所から聞くのです。そこで、市町村も関係するので、ここだけでは多分決められないと思うのですが、できたら学校給食をテイクアウトするような方法というのがあるのではないかなと、給食センターは公的な所ではないので、夏休みとかの期間は本当に失業になるというか、お仕事がなくなってしまうのです。そういう方々も働きながら生活の余裕もできるということで、子供たちも給食があればそれを唯一の、そうであってはいけないうのですけれども、食事のコントロールみたいな形でされている方もいらっしゃるのです、できるだけ学校の給食というのは作っていただいて、それをテイクアウトしていくような方法というの、また今後の第2波、第3波に向けて考えていただけたらいいなと、これはあまりに関連が広すぎるので答えられないかも知れないですけど、提案ということで、また御検討いただけたらと思いますので、よろしくお願いします。

それと、実は昨日いろいろと情報を見ていたら、徳島に住みたいという方がすごく減っ

ているようなのです。ブランド総合研究所が今住んでいる所に今後も住みたいかというアンケートをされたようなのですが、1万5,925人にとって、それぞれ都道府県では340人ぐらいを抜粋して取って、それで調べたら1位は福岡県だったようなのです。2位が大阪府で3位が北海道、続いて沖縄県、愛媛県が5番と続いています。最下位に徳島県がなっているのです。私も代表質問で徳島の魅力というのを分析して、徳島に住んでもらいたいなというのをすごく思っていたので、少しショックだったのですけれども、この徳島県のビジョンを作られている中で、徳島に住みたいという人、特に若い人があまり魅力を感じていないようなのですけれども、この徳島に住みたいみたいなことの分析とかいうのはされたのですか。

立川委員長

小休します。(11時16分)

立川委員長

再開します。(11時16分)

東条委員

私は若い人が徳島に魅力を持っていただいて、徳島に住んでいただくことで結婚したりとか子育て、子供を産もうかという状況になるかなと思うのです。そういう魅力作りというのをいろんな角度で分析はされているのですけれども、少子化をなくしていくために、こういうことを考えておられないのですか。

立川委員長

小休します。(11時17分)

立川委員長

再開します。(11時18分)

高島次世代育成・青少年課長

若い方への徳島の魅力作りについてでございます。子育て環境の整備というのが一番大きいことかと思っております。ですから少子化、今、晩婚であるとか未婚が一つ大きな問題でございますので、そのあたりにつきましては、結婚を希望する方に出会いの場を提供するような、本県におきましては、マリッサとくしまで結婚支援等を行ってございます。それと子育て環境でございますが、来年4月1日に向けまして待機児童ゼロを目指してございますので、保育施設等の受皿の整備、それと併せまして保育士の確保について今努力しておる状態でございます。

東条委員

今、保育所の問題が出たのですけれども、今、徳島市でこれまでの保育施設整備の分が白紙になりましたが、待機児童もなくすというような方向なのですけど、そういう御相談

というのはあるのですか。

高島次世代育成・青少年課長

徳島市の保育施設の整備の見直しについて、お話がございました。ただ、先日まで徳島市でも議会で御議論されておりましたし、今後この待機児童をなくしていくような方策が練られてくると思いますので、お話がございましたら県といたしまして可能なものにつきましましては、できるだけ御支援していきたいと考えております。

東条委員

保育施設の整備自体が見直されるということなので、私も少しびっくりしました。市長も分かるように説明していただいたら良かったのですが、なかなか理解ができなくて、待機児童をなくそうというのは念願のことで、徳島市自体もそれに向けてずっとシフト関連や延長保育もされてきたのかなと思うのですが、今後解決策みたいなものは見えなかったもので、県とも連携をしながら対応されているのかなと思いましたが、相談がまだないということなので、今後待機児童の解消に向けても、是非お願いしたいなと思います。

若い人がこの徳島に住もうと、住みたいと、子育てもそうですが、生活自体が不便というのがすごく浮き彫りに出ているので、日々の生活のいろんな情報が必要なのかなと思います。若い人が徳島に魅力を感じて来てもらえるような、特に徳島から県外に出た人は、大体3,000人ぐらいですけれども、そういう若い人がまた帰って来てくれるようなことを是非、考えていただけたらありがたいなと思います。

達田委員

先日予算が成立いたしました件についてお尋ねをするのですが、長寿いきがい課、障がい福祉課で、福祉の現場におけるICT利活用の推進ということで、予算が組まれております。一つは、ICT導入支援ということで、業務の一括管理システム導入経費とか、タブレット端末の購入経費、周辺環境整備経費等に対する補助とか、また二つ目は介護ロボット等の導入支援ということなのですね。職員の負担軽減に係る医療支援とか入浴支援とか見守りロボット等、それから利用者の自立支援に係る移動支援、排泄支援ロボット等ということになっております。介護者の負担軽減を図るという意味で、とても大事な支援策ではないかと思うのですが、予算が決まった今、自分の所でこれを導入したいというような申込状況はどのようなようになっているのでしょうか。

重田長寿いきがい課長

ただいま、達田委員から6月の先議でお認めいただきました、福祉の現場におけるICT利活用の推進事業の関係で御質問を頂いております。こちらの事業につきましては、先ほど委員からも御説明がございましたとおり、今般の新型コロナウイルス感染症の発生によりまして、感染症の予防のための取組等が求められるなど、職員の業務負担が増えている現状を踏まえまして、介護事業所における業務の効率化を図るために、例えば、介護記録の作成から請求業務まで一連の流れを一括で処理することができるよう整備などを支

援したりとか、あるいは介護ロボットの部分でいいますと職員や利用者の濃厚接触の感染リスクの軽減、また、職員の負担軽減、利用者の自立支援を図るために介護ロボット等の導入の支援を図るということでございます。こちらにつきましては、国の地域医療介護総合確保基金を財源として活用させていただいているところでございます。事業につきましては、国と詳細を詰めているところではございますが、事業者からは活用したいという問合せ等を複数頂いているところでございます。

達田委員

I C Tのほうは2,400万円、介護ロボットのほうは2,700万円ということで、今予算が付けられているのですけれども、1施設について上限いくらまで、というのはあるのでしょうか。

重田長寿いきがい課長

I C T導入支援でいいますと、国の基金ということで上限はございまして、事業所の職員の数、事業所の規模によりまして決まっております。例えば10人未満の所でありましたならば100万円が上限、あるいは20人まででしたら160万円が上限、31人以上になってきますと260万円というふうな形で上限が決まっております。

達田委員

この事業の趣旨、目的は感染防止対策の強化ということが今一番ですよね。ですから職員さんが今までのように力づくで持ち上げたりとか、それから体位を変える、本当に腰痛になったり膝が痛くなったり、いろいろと健康にも関わるということで大変な状況なのですけれども、事務にしても介護の仕事にしても、そういう機器を利用し便利になるということは非常に良いことだと思うのです。

今予算が付けられているのは、とにかく新型コロナウイルスの感染防止ということが一番に挙げられておりますので、全ての施設がそういう物をきちんと導入して感染防止対策ができるという状況になっていかなくتهはいけないと思うのですけれども、今のこの予算で全ての施設に支援できるという状況なのでしょうか。

重田長寿いきがい課長

今回のこの事業の関係でございますけれども、一つはそれぞれの国の基金の活用というところもございまして、事業で上限等もございまして、お認めいただいた予算の範囲内で、できるだけ多くの所に活用いただくように取り組んでまいりたいと考えております。

達田委員

予算の範囲内でいいますと、せっかく申込みをしたのだけれど当たらない所もあるということですよね。ですから新型コロナウイルス感染症の対策で行う事業ですので、もし申込みが多ければ予算を増額するということがあってもいいのではないかなと思うのですけれども、そういうお考えはないのでしょうか。

重田長寿いきがい課長

事業につきましては事業者の方にも事業の意義というか、趣旨を十分に説明しまして、可能な限り活用いただくように進めてまいりたいと考えております。

達田委員

国から交付金も来ますので、徳島県の介護施設は本当に働きやすいということになるように、是非お願いしたいと思います。

それでこれに関連なのですけれども、今働く方々とそして介護を受ける方も両方が身体的に非常に健康に過ごせるというようなことで、ノーリフティングケアというのが普及してきていると思うのです。この機器を使って介護者が体を痛めないように、そしてケアを受ける方も痛い思いをしないような、褥瘡^{じよくそう}の予防とか、硬直とかいろいろありますけれども、無理やりに介護をしていますとケアを受けるのが苦痛になってしまいます。ですから、そういうのを防ぎましょうということでノーリフティングケアということが今普及してきていると思うのですけれども、徳島県の施設における状況はどういうふうになっているでしょうか。

重田長寿いきがい課長

ただいま、達田委員からノーリフティングケアの関係についての御質問を頂きました。先ほど、委員から御説明がありましたけれども、ノーリフティングケアというのが介護をする側とされる側、この双方におきまして安全で安心な、いわゆる持ち上げない、抱え上げない、引きずらないケアのことでございまして、対象者の状態に合わせて福祉機器とか福祉用具の活用をすることも、安全で安心な介護を提供する一つの手法として有効であるとの考えの下で、行われている介護であると認識をしております。

本県の介護施設におきましては、それぞれ各事業所の中で職員研修等も実施をしまして、介助とか移乗等の介護技術の基本をはじめ、褥瘡^{じよくそう}の管理や予防など事故発生防止につながるための研修、あるいは会議等も開催して、安全、安心な介護につなげていっているところでございます。特に、介護施設の労働環境の改善のためには、先ほどもありましたけれども、基金等も活用して、例えば介護ロボットをはじめ、試験的に導入を進めている所もございます。そうした制度も活用いたしまして介護事業者の負担軽減を始めて、働きやすい職場環境の整備も促進しているところでございますので、今後ともいわゆる介護従事者の負担軽減を図るとともに、介護ロボットの導入の支援とか、あるいは施設職員の研修の実施によりまして、このノーリフティングケアにつながる取組というのを進めてまいりたいと考えております。

達田委員

実は、私も知り合いに介護施設や病院のリハビリ担当とかの仕事をしている若い人が何人かいるのですけれども、若いのに腰が痛い、もう辞めようかと言っているとか、そのようなお話をお聞きするので、本当に残念だなと思うのですけれども、やっぱり続けていただきたいです。それで今、介護人材が不足しているという問題が言われていますけれども、徳島県の場合、2025年になったらものすごく高齢者が増えて介護人材も本当に大変ですよ

ということが言われていますが、今の状況で介護人材はどれくらい不足しているのでしょうか、そして辞めずに働いていただくためにどういう工夫がされているのでしょうか。

重田長寿いきがい課長

ただいま、達田委員から介護人材の関係で御質問を頂きました。今の状況でございますけれども、直近でいきますと厚生労働省で2025年度に介護職員がどうなるかということで推計をしております、全国でいきますと33万7,000人が不足をするということでございます。本県では約1,400人が不足をするという推計がなされております。

高齢者の方々が、住み慣れた地域において必要な介護サービスを安心して受けられるためには介護人材の確保、定着ということが極めて重要でございますので、介護人材の確保に当たりましては、まずは介護職員の賃金アップにつながる処遇改善加算、この更なる拡充に向けた政策提言等も行っているところでございます。こちらにつきましては、一人当たりの部分も増額改定も行われておりますし、昨年の消費税率の引き上げに伴いまして、特に経験、技能のある職員に重点化を図りながら介護職員の更なる処遇改善を進める、特定処遇改善加算という部分が制度化をされております。今後、その処遇改善加算、あるいは特定処遇改善加算をまだ取得していない事業所もありますので、そちらの事業所に対する制度の周知とか取得促進を働き掛けてまいる所存でございます。

あるいはアクティブシニアの皆様には介護の周辺業務を担っていただく徳島県版介護助手制度がございまして、こちらのほうも昨年度までには188名の雇用がございました。介護助手として働かれたシニアの方とか、あるいは受け入れた介護施設からも好評を得ておりますので、今年度につきましても、更に広報活動も行いまして、制度の普及、定着を促進してまいりたいと思っております。

また、介護人材の裾野を広げるということで、新人とか若手職員の離職防止とか定着策ということで、いろいろと各種研修事業でございますとか、あるいは小、中、高校生の方、その他一般の方を対象とした講座の開催とか、また、介護未経験者の方にも介護の魅力を発信していく事業を進めております。さらに、就業の支援ということで、介護福祉士の養成施設に対しまして修学資金の貸付けとか、また、一度介護現場から離職した方に改めて再就職をしていただくような場合にも、準備資金の貸付け等も行っているところでございます。

今後とも、そうした総合的な人材確保対策に取り組みまして、安心してサービスを受けられるように介護人材の確保、定着あるいは資質の向上を図ってまいりたいと考えております。

達田委員

介護人材が不足しないように様々な取組がなされているということですが、特に介護職の方は一般の職に比べて平均賃金が低いということが言われております。それで、きちんと賃金を引き上げていかなければいけないということで取組も進めているわけですが、一番言われるのは仕事が長時間で疲れる、代わりがいないから誰かに休まれたら、その方が休んだ方の分もずっと働かなければいけないということなので、そういう中でノーリフティングケアというのは非常に仕事の負担を軽減する上で欠かせないことだと思うの

です。お隣の高知県ではノーリフティング宣言というのをやって、今、一番新しい数字が手に入っていないのですけれども、平成30年の段階でもう既に3分の2の施設が実践している状態であるということが言われております。学生さんとか他の分野から新規参入してもらって、どんどんと介護職のほうに来てくださいと呼んでいたのだけれども、仕事が大変だから辞めるというのが一番多かったわけなのです。

そこでノーリフティングケアを進め、仕事の負担を軽減しなかったら人が定着してくれないということで、リフトなどの福祉機器を活用し、腰痛予防対策をやっていったということなのです。それで、私も徳島県と高知県の介護人材に対する予算を見てみたのですけれども、徳島県がこの前から特に力を入れているアクティブシニアという制度がありますよね。平成29年に1,000万円を付けて、平成30年には1,300万円、平成31年に1,500万円と付けて、アクティブシニアの方に介護施設にも来てもらおうということで頑張っていると、これは分かるのですけれども、それに対して高知県はノーリフティングケアの推進ということで、平成28年には約2,000万円、平成29年には約2,000万円、平成30年にも3,000万円、そして平成31年には5,000万円余りということで、非常に大々的に予算を付けて、そして施設を充実してきたということなのです。このことによって職員が辞めなくなった、辞める人が少なくなったということなのです。そして職員を募集すると、たくさん応募が来るようになって、試験で選ばなかったら選べないというぐらいたくさん来るという状況になりましたということなのです。

また、12か所をモデル事業としてやっていたのだけれども、モデル事業をやっていない他の施設も今これをやらなかったら人が来てくれないということになって、どんどんと競争のようにノーリフティングケアを取り入れるようになってきたということで、非常にこの点は向上してきていると思うのです。ですから、高知市内の施設でお聞きしますと求人に対して3倍も4倍も応募があるというようなことで、不足ということは今あまり徳島県のように考えられないようになりましたということなのですけれども、徳島県も介護職の負担軽減、とにかく健康を守る、入所者の方の健康を守りながら介護者の健康も守るという、その立場に立ってノーリフティングケアというのを進めていくための予算を付けて、全ての施設がそういうふうになっていくようにしていくべきだと、新型コロナウイルス感染症を機会に、これをチャンスと捉えて推進していくべきではないかと思うのですけれどもいかがでしょうか。

重田長寿いきがい課長

ただいま、達田委員から、介護人材不足の対策に対して御意見を頂きました。先ほども申しましたけれども、これまでも県では、介護施設における事業所内での各種研修とか、介護技術の習得に向けました支援等というのは、行っているところでございますし、今回、先ほどもありましたけれども、6月先議でお認めいただきました介護ロボットとか、ICTの導入の部分等も含めまして、いわゆる職員の負担軽減にもしっかりと支援をしていきまして、ノーリフティングケアにつながる取組という形で引き続き進めてまいりたいと考えております。

達田委員

これは機器を使うだけではなくて、それを使ってこういう考え方でやるのですよ、こういう姿勢でやるのですよ、というようなことを教えていける人材を育成するということもとても大事です。ですから、この機器導入の経費と人材育成のためのいろんな研修会とかを開けるような予算も付けていかなければいけないのではないかと思いますので、その点、今後はどうなんでしょうか。

重田長寿いきがい課長

先ほどは言葉足らずでしたけれども、今も国の基金等も活用いたしまして、各介護施設において、そうした人材育成の関係、あるいはこうした機器の活用なども含めた研修事業なども支援していただいているところでございますので、そうした予算なども活用しながら進めてまいりたいと考えております。

達田委員

今回たまたま新型コロナウイルス感染症の拡大という、本当に重大な事態になりまして、感染防止をしなければいけないということで、様々な予算が付いておりますけれども、この新型コロナウイルス感染症があるとか、ないとかにかかわらず、働く人が健康に働けるという状況を作っていくことが本当に大事だと思うのです。

お隣の高知県の介護福祉士養成施設で勉強した学生さんが、ノーリフティングケアをしている施設に就職したいということで、そういうお考えの方が多くて見学にも来るようになったということをお聞きしました。それで是非、徳島県でもノーリフティングケアができる徳島県ということで、大々的に県が率先してやっていただきたいと思いますので、この点、よろしくお願いをいたします。

もう1点、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴いずっとステイホームということで自粛をしていました。子供からお年寄りまでずっと家にいたということで、ようやく外出ができるようになったということもあり気が緩んで、あちらこちらに行きたいということになって、札幌市ではカラオケ店でクラスターが発生するということにもなっています。ですから、ちょっと油断するとどこで感染するか分からないという状況が生まれてきているわけです。そういうふうな感染を防ぐということと、外出をして気分転換をしないと体も頭も鈍ってしまいます。今フレイル予防ということがよく言われるのですけれども、県としてはどのように取り組んで、心と体の健康を保っていただくという活動をされているのでしょうか。

原内生涯健康室長

ただいま、達田委員から、高齢者のフレイル予防対策について御質問を頂きました。団塊の世代が75歳以上となる2025年を見据え、高齢者自らが積極的かつ主体的に介護予防に取り組んで、健康で長く生きるための対策を加速することが大変重要であると認識しております。県では、加齢に伴う心身の活力の低下により、入院や要介護の危険性が高まる状態であるフレイルに着目いたしまして、フレイルの要因となる栄養、運動、社会参加の3つの要素を一体的に向上させ、個々の状態に応じた機能の回復を目指した県民総ぐるみによるフレイル予防作戦を、昨年6月から開始いたしました。まず、予防意識の向上を図る

ためにフレイル予防研究の第一人者である、東京大学高齢社会総合研究機構の飯島勝矢教授によるキックオフ講演会を開催いたしまして、フレイルの特徴はもとより、その兆候を早期に発見し改善するための手法について御講演いただきました。次に、モデル地区となる三好市、那賀町、藍住町におきまして、アクティブシニアが主役となって地域で支え合う集いの場を創出するために、3地区で地域住民を対象としたフレイル予防講演会を実施いたしました。また、専門職によるフレイルトレーナーや市町と連携いたしまして、地域のアクティブシニアによるフレイルサポーターを養成してまいりました。さらに、こうした地域の取組を後押しするために、他職種連携によるフレイル予防実践ガイドブックやメタボから痩せ予防の効果的な移行に向けた低栄養予防支援ブックを作成したところです。

しかしながら、委員がお話しのとおり、新型コロナウイルス感染症の予防対策の一環といたしまして住民主体の介護予防活動をはじめ、各種活動が自粛や縮小されるなど、これまで地域の通いの場を利用していた方々をはじめといたしまして、多くの高齢者の方々が外出を控え、居宅で長い時間を過ごすようになってきております。このような状況において、特に高齢の方や持病のある方は動かない状況が続くことによりまして、心身の機能が低下して動けなくなる、いわゆる生活不活発を起こしやすくなりまして、これが長期化いたしますと心身の機能が低下するフレイルの進行も懸念されるところです。そこで、須見委員の代表質問でも頂きまして、知事答弁にもございましたように、県では、いち早く県ホームページでフレイル予防についての情報を紹介して注意喚起をいたしますとともに、またこうした県の取組と連携する形で、市町村や地域包括支援センターにおいて、チラシやパンフレットの郵送による配布、また市町村の広報誌を活用した啓発等を実施してきております。加えて、4月補正予算でお認めいただきましたフレイル予防事業によりまして、理学療法士会、栄養士会、歯科医師会などに協力いただきまして、自宅で気軽に実践できるフレイル予防対策や口腔体操、簡単低栄養予防レシピの紹介に加えまして、社会とのつながりを維持して離れて暮らす家族や近くの友人との絆を深める絵手紙の実践ポイントなどを織り交ぜました、徳島ならではの動画を作成いたしまして、県内16局のケーブルテレビがタッグを組んだ、けーぶる12におきまして、定期的に放送を開始したところでございます。第1弾といたしましては、フレイル予防体操編を6月20日から週3回、3週間にわたり放送をしているところです。続いて、口腔体操編、栄養編、絵手紙編を現在制作中でございますが、出来次第それぞれ3週間ずつ放送していくこととしております。さらには、在宅で高齢者が孤独感を深めることがないように、市町村や地域包括支援センター、あるいは老人クラブ連合会、移動スーパーなどと連携いたしまして作成いたしましたリーフレットや、DVD等を健康作りや社会参加に関する情報を必要な方に必要な情報といたしまして直接お届けし、御活用いただける工夫を重ねるなどの高齢者の生活を地域全体で支援する取組の推進にも努めてまいりたいと考えております。

今、緊急事態宣言の解除を踏まえまして、市町村の通いの場や各老人クラブ主催の健康教室なども徐々に再開をし始めているところです。今後とも、高齢者の皆様お一人お一人が、新しい生活様式を前提といたしました新型コロナウイルス感染症の予防に努めつつ、御自身の心身の状態を確認し、継続的にフレイル予防を実践していただけるよう、しっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

達田委員

自粛期間中は公民館等を使うこともできませんでしたし、いろんなサークルとかの活動をしていた方たち、特に合唱とか声を出したり、密になるような活動をされていた方というのは、今もなお、活動を休止をしているという状況もございます。ですから、今までやっていた活動がなくなってしまうと、家でじっとしているということ自体が心身の衰えにつながってきます。これは、他人事ではなくて私のことなのですけれども、家でじっとしている時間が長かったのです。議員活動の行事が全てなくなってしまうと、その日家にいたということで、ぼーっと過ごすと、非常に体に良くないということが自分なりによく分かってきました。やっぱり活動することは大事なことだと思いますので、人と人とが密接にというのはよくないのですけれども、いろんな工夫で頭を使い、体を使うことができるような取組を発信していただけたらと思いますので、その点をお願いをして終わります。

岡田委員

令和元年度のまとめとして、子育てに関して、徳島県のはぐくみプランとか、ひとり親家庭等自立促進計画、こども未来応援プランなど全部作り直してくれているのです。令和 2 年度に向けては、新しく改訂された内容で進んでいかれているのですけれども、実際この間から、保育園に預けているお母さんたちから話を聞いて、私は衝撃を受けたのです。ちょうど商工労働部もいるし、教育委員会もいるのですが、全て関わってくる徳島県の政策に対して保育園の現場というのが、そうだったのかということを知られました。実は、お母さんが産前産後で保育園に上の子供がいたら、上の子供を預けられるという制度があるので、お母さんが出産に当たって一度辞職してしまっていると、出産の要因で子供を保育園に預けることになります。しかし、産前産後の 2 か月なので、大体 4 か月ぐらいの限定になるそうなんです。そして、お母さんが再度就職しようとする、その 2 か月の子供を抱いて、上の子供を保育園に預かってもらっている間に再就職の活動をしななければいけない。若しくは、そのお母さんが産後すぐの 2 か月の間に就職できなければ、その後は上の子供の面倒を見ながら就職活動に行かなければいけないという現実の話が聞かされました。一方で、そのお母さんが正規で就職されていて、産休、育休制度で休みを取っていると、保育園に入っている要因が、出産という要因ではなくて、就労というか仕事がありますという要因で子供を預けていることになるので、そのお母さんは、産前産後のみならず、ずっとそのまま子供を保育園に預けられる。もう一つ聞いてびっくりしたのが、産後の 2 か月間というのもお父さんが育休を取ると、退所願を出しなさいと言われるか、退所してくださいというふうなことを言われる。徳島県としては男性の育児休暇を率先して取りましょうというような動きをしているところではありますが、実際、保育園の現場としてはそういう話で、出産後のお母さんたちのプレッシャーというのはものすごい掛かってきているというのを、話を聞いてびっくりしました。そういうことへの支援というのはあるべきだと思うし、この作られているプランのどれを読んでも、妊娠、出産、産後、子育てというのは、一貫して取組を支援しますというのが書かれているのです。

もう一つ言うと、徳島県子ども・子育て支援事業支援計画の中では、2 ページに書いてありますが、安心して子どもを生み育てる徳島を目指すのではなく、実現するために法に

基づく第二期徳島県子ども・子育て支援事業計画を策定することにしましたと、策定目的まで安心して子どもを生み育てられる徳島ということが明記されております。各市町村によって保育園の制度というのは違うとは思いますが、ただリアルな子育て中のお母さんの声として聞いたところと、私たちが今まで頑張ってきたところと、あまりにもギャップの差があり過ぎるんですけど、これはどういうことでしょうか。

高島次世代育成・青少年課長

保育の必要性の認定要件の違いによって、その保育所に継続して入れるかどうかの違いについて御質問を頂いたと思います。保育所や認定こども園等を利用される方は、保育の必要性の認定を受ける必要がございます。保育の必要性の認定要件につきましては、今おっしゃっていただいた就労でございますとか、保護者の疾病とか負傷、親族の介護、看護、出産による産前産後などがございます。ただ、この認定要件の違いによりまして、認定の期間が異なっておりまして、このことから今おっしゃっていただきました、例えば就労を認定要件として入所された場合につきましては、保護者が育児休業を取得されましても、生まれたお子さんが満1歳の誕生日の前日の末月まで継続して入所できると。ただ、一方で出産を認定要件として入所された場合につきましては、出産予定日の翌々月の月末まで、出産月を含めまして前後2か月、計5か月というのが認定の有効期間となるため継続して入所したいと思われましても、そこで一旦入所は解除されるようございまして、再度その時点で保育の必要性の認定を受けていただいて、入所の選考になると聞いております。その時点で、他に保育の必要性が高い方が待っておられました場合につきましては、継続して入所ができないような場合もあると聞いております。

この件につきましては、利用申請のときに各市町村が説明しているようでございます。また、その具体的な内容につきましては、各市町村の保育の状況でございますとか、入られておりました保育施設ごとの状況によりまして、継続して入れるかどうか状況が異なっているような状態でございます。

岡田委員

その保育園の制度と仕組みといいますか、各市町村によって違うというところを踏まえて、なぜこの話をしたいかというと、特にお母さんが言われたのは、第1子のときには一人の子供に掛かっていたら大丈夫だったが、特に今回の御相談は第2子だったのです。その方の子供は年子で上の子は1歳ちょっとなので、はっきり言ってもものすごい二人とも手間が掛かるのです。

今、国や徳島県が目指している少子化の解消を本気でしようというのであれば、結婚して子供を産んでもらえる環境にいる方に、第2子、第3子を産んで育てることが楽しい、これが喜びだ、子育てが安心してできるという環境を作らなければいけない。二人目を産むのが大変だったから、3人目は考えたくないという今の現実の状況では、絶対に子供たちは増えていかないという現実がある。それと妊婦さんに対して産後というのが2か月という数字で切られていることに怒りを覚えるのですけれど、それぞれ体調は違うし、子供だって元気かどうかということで全然違ってくるし、そのあたりの配慮というのもなく、数字で切っている。みんなロボットではないし、生きた人間なので、個々の場合、100人

寄れば100通りあるというところを踏まえた上での制度設計をしていただきたい。少子化の根本を見直すというところで一番の重要な部分は、お母さんたちが安心して出産して、子育てができること。それが第1子、第2子、第3子であろうと、本当はもっともっと産んで育てることが楽しいという、出産が全然苦ではないというところを改善していかないと、お母さんたちが、こんな大変な思いをするのだったら一人産めたら、もうこれ以上は無理だということになると、その話を聞いた未婚の方だったり、出産を検討している方たちが、そんな大変なのかという話になってくる。子供ができる喜びというところにつながっていかないということを非常に危惧してるのです。

少子化というところでいくなれば、特に2か月、4か月健診というのを鳴門市もしていますけど、4か月になるまでに大人の人としゃべれなかったことが一番しんどかったという話をされている人もいます。そういうところを見ると、お母さんたちが出産した後の子供の育児の在り方、その部分の改善に真剣に手を入れてもらって、お母さんたちが安心して出産して子育てができる、そしてサポートをする体制というのを、是非、県を挙げて取り組んでいただきたいと要望をさせていただきたいと思いますが、答弁があったらどうぞ。

高島次世代育成・青少年課長

委員からおっしゃっていただいたように、やはり、安心して出産して、子育てできる環境を整えていくのが大変重要であると思っております。

この点につきましても、各市町村とも連携を取りながら安心して出産、育児ができるように今後も取り組んでまいりたいと考えております。

立川委員長

他に質疑はございませんか。

(「なし」と言う者あり)

以上で質疑を終わります。

これをもって、次世代育成・少子高齢化対策特別委員会を閉会いたします。(12時01分)